

紀の国森づくり税条例案及び紀の国森づくり基金条例案に対する附帯決議

県当局は、執行に当たり、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に対し、県民の理解と協力を得るため、次の事項について適切な措置を講ずること。

1 紀の国森づくり税の導入にあたり、徴収事務等を担当する市町村の事務に負担が生じないよう配慮すること。

1 紀の国森づくり税の使い途については、

- ・県民が知ること
- ・県民が理解すること
- ・県民が参画すること

を基本理念とし、紀の国森づくり基金運営委員会に諮り、森林の公益性を重視した和歌山らしい特色ある新規事業に充てること。

以上、決議する。

平成17年12月15日

和歌山県議会